

平成30年度

徳島県小学生バレーボール連盟

理事会・評議員会議案書

日時 平成30年3月17日（土）

午後1時30分～

場所 八万中央コミュニティセンター

徳島県小学生バレーボール連盟

次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 報 告 事 項

(1) 日本小学生バレーボール連盟評議員会

(2) 委員会報告

① 総務委員会

② 競技委員会

③ 審判規則委員会

④ 指導普及委員会

(3) その他

4. 議 案

(1) 平成28・29年度事業報告について

(2) 平成29年度決算報告について

(3) 平成30年度事業計画（案）について

(4) 平成30年度予算（案）について

(5) 平成30年度団登録について

(6) その他

5. そ の 他

6. 閉 会

第1号議案

平成28・29年度事業報告について

(1) 平成28年度 徳島県バレーボール小学生新人大会

- ①日時 平成29年3月25日(土)・26日(日)・27日(月)
 ②場所 小松島市立体育館, 羽ノ浦町国民総合体育館
 ③参加チーム (男子4チーム, 女子53チーム)
 ④成績

	優 勝	準優勝	第3位
男 子	新町	三庄	南部・椿
女 子	津田	大松	桑島・新開

(2) ファミリーマートカップ第37回全日本バレーボール小学生大会徳島県大会

- ①日時 平成29年6月17日(土)・18日(日)・24日(土)
 ②場所 松茂町総合体育館, 藍住町民体育館, 鳴門市民会館
 ③参加チーム (男子5チーム, 女子55チーム, 混合11チーム)
 ④成績

	優 勝	準優勝	第3位
男 子	新町	三庄	椿・南部
女 子	津田	大松	板野・市場
混 合	加茂	川内北	芝田・羽ノ浦

- ⑤全国大会参加(8/7~10) 東京: 男子=新町 女子=津田 混合=加茂
 ⑥四国大会参加(7/29・30) 高知: 南国市

男子		女子		混合	
南部	1組2位	板野	1組2位	川内北	1位
三庄	2組2位	大松	2組2位		
椿	3組4位	市場	3組2位		

(3) 平成29年度 徳島県バレーボール小学生選手権大会

- ①日時 平成29年8月26日(土)・27日(日)・28日(月)
 ②場所 小松島市立体育館, 鳴門市民会館
 ③参加チーム (男子5チーム, 女子63チーム)
 ④成績

	優 勝	準優勝	第3位
男 子	三庄	新町	羽ノ浦・南部
女 子	津田	大松	穴吹・昭和

(4) 平成29年度 徳島県バレーボール小学生新人大会

- ①日時 平成30年3月24日(土)・25日(日)・26日(月)
 ②場所 小松島市立体育館

(5) 大会後援

- ①平成29年度 徳島県バレーボール小学生夏季地区大会
 県内10地区の夏季地区大会後援(トロフィー贈呈)

(6) 講習会・練習交歓会

- ①平成29年度 全国審判規則伝達講習会
ア. 日時 平成29年 4月15日(土) 16日(日)
イ. 場所 東京
- ②平成29年度 審判規則伝達講習会
ア. 日時 平成29年 4月22日(土)
イ. 場所 藍住西小学校
- ③全国・四国大会出場チーム練習交歓会
ア. 日時 未開催
イ. 場所
- ④平成29年度 指導者講習会
ア. 日時 平成29年 4月22日(土)
イ. 場所 藍住西小学校

(7) その他

- ①平成29年度 徳島県小学生バレーボール連盟駅伝競走大会
ア. 日時 中止
イ. 場所
- ②平成29年度 徳島県スポーツ少年団バレーボール交流大会
ア. 日時 平成30年2月11日(日)
イ. 場所 藍住町民体育館・藍住西小学校
ウ. 参加チーム 男子 5チーム 女子 24チーム
エ. 成績

優勝	1組	2組	3組
男子	三庄		
女子	桑島	津田	洪野

- ③平成29年度 徳島県小学生優秀選手表彰
ア. 表彰者 男子3名, 女子26名
イ. 徳島県スポーツ少年団バレーボール交流大会開会式において表彰

第2号議案

平成29年度決算報告について
平成29年度会計決算書について [H29.3.1~H30.2.28]

1. 収入の部

△は減

科目	予算額	本年度決算額	比較増減額	内 訳
繰越金	8,399	8,399	0	前年度繰越金
登録料	540,000	474,000	△ 66,000	6,000×79団体
参加料	884,000	784,000	△ 100,000	新人大会 (4,000×57) 全国大会 (4,000×71) 選手権大会 (4,000×68) 駅伝大会 (2,000×0)
補助金	200,000	200,000	0	全国大会運営費等
雑収入	67,601	55,076	△ 12,525	日本バレーボール協会配賦金(40,076) ボール払い下げ金(10個)・利子等
合計	1,700,000	1,521,475	△ 178,525	

2. 支出の部

科目	予算額	本年度決算額	比較増減額	内 訳
事務費	229000	170085	△ 58,915	郵送費 129,368 事務費ブロック 24,000 事務用品費 426 印刷費 16,291 通信費 0
事業費	765000	751918	△ 13,082	会場費 376,770 役員費 5,000 食料費 150,237 用具費 89,620 表彰費 130,291
旅費	136000	88340	△ 47,660	四小連関係 50,840 日小連関係 37,500
会議費	70000	30000	△ 40,000	会議等 30,000
分担金	450000	426000	△ 24,000	日小連分担金 60,000 四小連分担金 50,000 県協会登録費 316,000
予備費	10000	14580	4,580	花輪代 14,580
引当金	40000	40000	0	四国大会運営引当金 40,000
繰越金	0	552	552	
合計	1700000	1521475	△ 178,525	

上記について会計監査をした結果、関係諸帳簿は正しく記載されており、その内容も妥当であることを認めます。

監事 石田 隆 志

監事 大谷 章

平成30年3月10日

平成30年度事業計画（案）について

- (1) 第38回全日本バレーボール小学生大会徳島県大会
 - ①日時 平成30年6月16日（土）・17日（日）・23日（土）
 - ②場所 松茂町総合体育館ほか
 - ③全国大会参加（8／7～10）東京：男・女・混優勝チーム
 - ④四国大会参加（7／28・29）徳島市：男・女2位・3位チーム

- (2) 平成30年度 徳島県バレーボール小学生選手権大会（第31回）
 - ①日時 平成30年8月25日（土）・26日（日）・27日（月）
 - ②場所 小松島市立体育館ほか
 - ③大会の結果により、優秀チームを「第16回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会」の候補チームとして、徳島県小学生バレーボール連盟が徳島県スポーツ少年団に推薦する。

- (3) 平成30年度 徳島県バレーボール小学生新人大会
 - ①日時 平成31年3月23日（土）・24日（日）・25日（月）
 - ②場所 小松島市立体育館ほか
 - ③男子1・2位及び女子ベスト8のチームを「第39回全日本バレーボール小学生大会徳島県大会」の組み合わせ抽選会で、日本バレーボール協会競技規則に則りシードする。

- (4) 大会後援
 - ①平成30年度 徳島県バレーボール小学生夏季地区大会
県内10地区の夏季地区大会後援（トロフィー贈呈）

- (5) 講習会・練習交歓会
 - ①平成30年度 全国審判規則伝達講習会
 - ア. 日時 平成30年 4月14日（土）15日（日）
 - イ. 場所 東京
 - ②平成30年度 審判規則講習会
 - ア. 日時 平成30年 4～6月中に開催予定
 - イ. 場所 未定
 - ③指導者講習会
 - ア. 日時 未定
 - イ. 場所 未定
 - ④審判規則伝達講習会 徳島県バレーボール協会主催
 - ア. 日時 平成30年 4月 8日（日）
 - イ. 場所 四国大学
 - ⑤全国・四国大会出場チームラインジャッジ講習会
 - ア. 日時 未定
 - イ. 場所 未定

- (6) その他
 - 平成30年度 徳島県スポーツ少年団バレーボール交流大会
 - ア. 日時 平成31年 2月11日（月）
 - イ. 場所 未定

第4号議案

平成30年度予算（案）について

平成30年度予算書について [H30.3.1～H31.2.28]

1. 収入の部

△は減

科目	予算額	前年度決算額	比較増減額	内 訳
繰越金	552	8,399	△ 7,847	前年度繰越金
登録料	480,000	474,000	6,000	6000×80団体
参加料	910,000	784,000	126,000	新人大会 (4,000×65) 全国大会 (6,000×65) 選手権大会 (4,000×65)
補助金	0	200,000	△ 200,000	全国大会運営費等
雑収入	59,448	55,076	4,372	配賦金・ボール払い下げ金・利子等
合計	1,450,000	1,521,475	△ 71,475	

2. 支出の部

科目	予算額	前年度決算額	比較増減額	内 訳
事務費	159,000	170,085	△ 11,085	郵送費 100,000
				事務費ブロック 24,000
				事務用品費 15,000
				印刷費 15,000
				通信費 5,000
事業費	705,000	751,918	△ 46,918	会場費 340,000
				役員費 15,000
				食料費 90,000
				用具費 120,000
				表彰費 140,000
旅 費	56,000	88,340	△ 32,340	四小連関係 10,000
				日小連関係 46,000
会議費	50,000	30,000	20,000	会議等 70,000
分担金	430,000	426,000	4,000	日小連分担金 60,000
				四小連分担金 50,000
				県協会登録費 320,000
予備費	10,000	14,580	△ 4,580	雑費 10,000
引当金	40,000	40,000	0	四国大会 40,000
繰越金	0	552	△ 552	0
合計	1,450,000	1,521,475	△ 71,475	

但し、必要に応じて科目間の流用を認める。

第5号議案

平成30年度の登録について

1 JVA（日本バレーボール協会）への登録

3月初旬以降にパソコンや携帯電話など、インターネットが使える環境で（<http://jvamrs.jp>）にアクセスし、チームを登録する。

「個人登録費の金額（小学生は500円、指導者は2,000円）」と、「支払い方法（小連はチーム一括払）」を周知し、登録を促してください。

※ネット手続きが終了していても、登録費が納入されていなければ登録されない。
ウ登録してきた選手を「自分のチームのマイページ」で承認してください。

※JVA（日本バレーボール協会）への登録には特に締め切りはありませんが、事務の都合上「県協会への登録（4月20日ごろ）」とあわせてください。

また、全国大会予選の1ヵ月前までには追加登録をお願いします。

※チームにより、「JVAに登録した代表者」と「県協会に登録した代表者」が異なる場合がございます。各種通知や大会要項等は「**県協会に登録した代表者に送付**」いたしますので、代表者を変更される場合は、各ブロック担当者または事務局までご連絡ください。

2 徳島県バレーボール協会への登録

①徳島県バレーボール協会加盟チーム登録届に必要な事項を記入する。

【記入の諸注意】

- ・「種別」→「小学生」
 - ・「加盟登録番号」・「登録年月日」は記入しない。
 - ・チーム名はできるだけ簡略化する。
例 「徳島ジュニアバレーボールクラブ」 → 「徳島JVC」
 - ・「チーム所在地」・「担当者連絡先・住所・氏名」は、何丁目・番地まで詳しく書く。
 - ・「有資格者」には、「日本小学生バレーボール連盟指導者講習会」の資格は含まれないので記入しない。
 - ・選手の「氏名・学年・身長・学校名」を記入する。
- ②登録料「6000円」を郵便振替で納め、払込票のコピーを申込み時に添付すること。
- ③「4月20日」までに登録完了すること。（各ブロック担当者へ送付する）

チーム名・代表者データ・担当者連絡先は、小連からの連絡をお送りしますので、正確に記入してください。

どちらかに○ **徳島県バレーボール協会加盟チーム登録届**

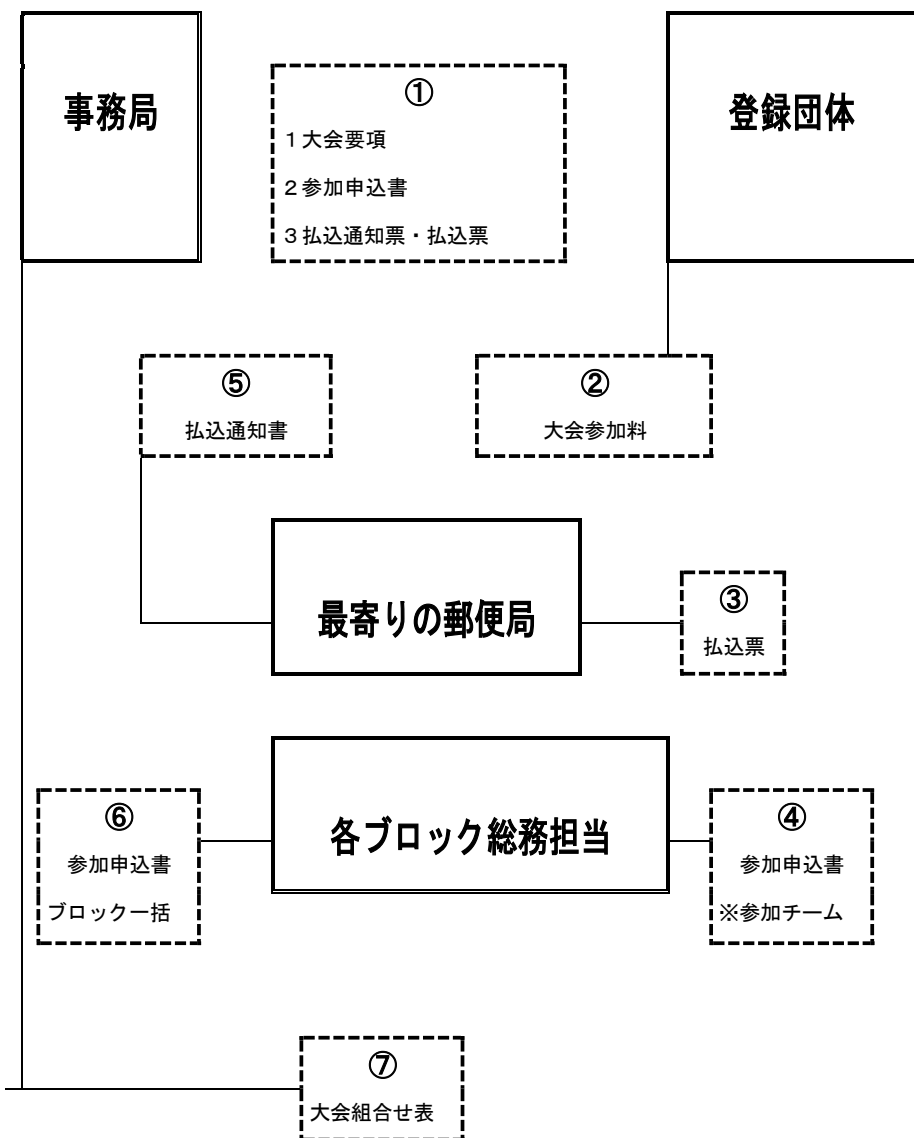
種別	小学生	男・女	加盟登録番号	(県協会が記入します)	登録号	登録年月日	平成	年	月	日
チーム名		チーム所在地 代表者氏名			担当者 連絡先	住所				
					印	氏名		電話		
有資格者氏名		資格者があれば記入。 ※全国小学生指導者講習会の受講証番号は記入しない。 スポーツ少年団の指導者番号は記入しない。				日体協・JVA どちらかに○	有資格者登録番号			
有資格者氏名						日体協・JVA どちらかに○	有資格者登録番号			
技 者										
登録番号	氏名	年齢又は学年	身長	学校名	登録番号	氏名	年齢又は学年	身長	学校名	
1	○○○○○○	6	150		13					
2	○○○○○○	6	150		14					
3	○○○○○○	6	150		15					
4	○○○○○○	6	150		16					
5	○○○○○○	6	150		17					
6	○○○○○○	6	150		18					
7	○○○○○○	6	150		19					
8	○○○○○○	6	150		20					
9	○○○○○○	6	150		21					
10		小学生は学年を記入する。			22					
11					23					
12					24					

※学校名を記入する。

承認印

大会への参加申し込み法

1 大会参加申し込みの手順



2 手順の内容及び留意事項

	事 項	備 考
①	◎事務局から登録団体へ発送する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 1 大会要項 2 参加申込書 3 払込通知書・払込票 </div>	○大会1ヶ月前に発送完了
②	◎最寄りの郵便局で、大会参加費の払い込みをする。[¥ 4, 000] ※払い込み手数料は各団で負担する。	○参加申込書の発送までに払い込みを完了しておくこと。
③	◎払込票を受け取り、領収証に代える。	○事務局から領収証の返送はしない。
④	◎ブロック総務担当へ「参加申込書」を届ける。(郵便・手渡し等方法は、自由。ただしFAXは不可。)	○事務局へ直送しても受け付けない。
⑤	◎最寄りの郵便局から「払込通知書」が事務局へ郵送される。	○事務局は「払込通知書」にて参加料払込の確認をする。
⑥	◎ブロック総務担当は、ブロック内のすべての「参加申込書」を一括して発送する。	○担当ブロックの中で一括して事務局へ発送する。
⑦	◎大会抽選会終了後、直ちに「組合せ表」を作成し発送する。	○「組合せ表」は登録団体すべてに発送する。

1 徳島県小学生バレーボール連盟規約

第1章 名 称

第1条 本連盟は、徳島県小学生バレーボール連盟と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、徳島県内における小学生バレーボール団体を統轄し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 小学生バレーボール競技大会の開催
2. 小学生を対象とするバレーボール教室の開催
3. 小学生バレーボールに関する指導者の育成と指導者講習会・研修会の開催
4. 小学生バレーボールに関する競技規則および施設用具の調査研究
5. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4章 組 織

第4条 本連盟は、前条の目的に賛同する徳島県内の小学生バレーボールチーム及び個人をもって組織する。

第5章 役 員

第5条 本連盟には、次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	若干名	評議員	
理事長	1名	副理事長	若干名	常務理事	
理 事		監 事	2名	他に顧問	参与を置くことができる。

第6条 役員の任期はすべて2年とし、留任は妨げない。

第7条 会長及び副会長は、評議員会において選出する。

第8条 会長は本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。

第10条 顧問、参与は評議員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第11条 理事長、副理事長は常務理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

第12条 理事長は会務を掌理し、常務理事会・理事会の決するところに従い、会務を執行する。

第13条 副理事長は、理事長に事故のあるとき、その職務を代行する。

第14条 常務理事は、理事の互選によって選ばれた正副委員長とし、会長がこれを委嘱する。

第15条 常務理事会は、会長・副会長及び常務理事をもって組織し事務を処理執行する。

第16条 理事は評議員会において選出し、会長がこれを委嘱する。本部理事は、各委員会の委員長が推薦し、常務理事会において承認する。各部とも3名を上限とし、任期中の交替を認める。

第17条 監事は評議員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第18条 監事は会計を監査する。

第19条 評議員は本連盟に加盟する団体より1名および個人から選出する。

第6章 会 議

第20条 評議員会は、毎年1回会長が召集して議長となり、予算、決算、役員の選出、規約の改正、およびその他重要事項を協議決定する。

第21条 理事会は、会長・副会長および理事をもって組織し、評議員会の決定するところに基づき、一般会務を執行する。

第22条 常務理事会は、理事長が召集してその議長となる。

第23条 すべての役員会における議事は、出席役員の過半数の議決をもって定める。

第7章 委員会

第24条 本会には、理事会の定めるところにより必要な委員会を設けることができる。

第25条 委員会に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

第8章 経 理

第26条 本連盟の経費は、登録料・競技参加料及び補助金・その他の収入をもってあてる。

第27条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる。

第9章 雑 則

- 第28条 本連盟は徳島県バレーボール協会ならびに日本小学生バレーボール連盟の加盟団体とする。
第29条 本連盟の規約は昭和54年6月30日より施行する。

昭和58年4月10日 一部改訂
昭和59年3月20日 一部改訂
平成19年3月18日 一部改訂
平成23年3月20日 一部改訂

2 徳島県小学生バレーボール連盟委員会規定

第1章 総 則

- 第1条 この規定は、徳島県小学生バレーボール連盟規約第24・25条の規定に基づき設置された各委員会に関することを定める。

- 第2条 第1条の各委員会として、次の委員会を設置する。

1 総務委員会 2 指導普及委員会 3 競技委員会
4 審判規則委員会

第2章 所管事項

- 第3条 この委員会は、理事会又は常務理事会の委嘱を受けて次の事項について審議し、これを処理する。

第4条 総務委員会は、庶務、経理等に関する事項や処理にあたる。

第5条 指導普及委員会は、指導普及、調査研究、表彰等に関する事項や処理にあたる。

第6条 競技委員会は、競技会の開催、競技者の登録等に関する事項や処理にあたる。

第7条 審判規則委員会は、審判員の養成、競技規則の研究と審判員の派遣に関する事項や処理にあたる。

第3章 委員及び役員

第8条 各委員会の委員は、理事の内から会長が委嘱する。

第9条 各委員会には、委員長、副委員長各2名を置く。委員長、副委員長は理事の内から会長が委嘱する。

第10条 委員長は、委員会を代表し委員会の会務を掌理する。

第11条 副委員長は、委員長が事故のあるとき、その職務を代行する。

第4章 任 期

第12条 委員及び役員の任期は、2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 委員会

第13条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

第15条 緊急を要するための委員会に付議することが困難なときは、委員長がこれを決定することができる。但し、次の委員会に報告して承認を受けなければならない。

第16条 会長、副会長、理事長、副理事長、各委員長は、各委員会に出席して意見を述べるができる。

第6章 本規定の変更

第17条 この規定は、理事会の議決を受け変更することができる。

昭和58年 4月10日より施行する。
平成 6年 3月19日 一部改訂
平成17年 5月 7日 一部改訂
平成19年 3月18日 一部改訂

3 徳島県小学生バレーボール連盟加盟団体登録および個人登録規定

第1条 徳島県小学生バレーボール連盟（以下連盟という）並びに徳島県バレーボール協会が主催または共催する大会に出場しようというチームは、この規定により連盟に有効に登録された団体及びその構成員でなければならない。

第2条 連盟の加盟団体は、本規定の定めるところにより、その団体および構成員が公益財団法人日本バレーボール協会ならびに連盟に登録された団体（以下「登録団体」という）でなければならない。

1 加盟登録しようとする団体は、JVA-MRSでチーム登録を済ませるとともに、連盟所定の書式に必要事項を記載し申請するものとし、両方の登録をもって登録完了とする。

① 登録料の支払いが完了し、連盟が確認し承認したことをもって登録完了となる。

② 男女ともに選手が5人以下の場合で、男女混合の部にのみ参加するチームの登録料は1チーム分とする。ただし、年度途中で選手が6名以上となり単独のチームで大会に出場できる状態になったときは、連盟に遅滞なく届け、もう一方のチームの登録を完了しなければならない。

2 原則として毎年4月末日までに連盟に登録申請することとし、その有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

3 公益財団法人日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という）加盟団体登録および個人登録規定に準じて連盟登録を行うが、原則として連盟の定める規定が優先するものとする。

第3条 競技会参加は、登録団体でなければならない。1登録団体より複数チーム出場することができる。

第4条 団体の登録構成員の資格は、次によるものとする。

1 徳島県内に所在する小学生バレーボール競技団体に属する者。

2 社会体育としての子供会活動、スポーツ少年団、スポーツ教室等でバレーボールを種目としている団体に属する者。

3 学校のクラブ活動、または学校でバレーボールを行っている団体に属する者。

4 その他いかなる母体形態を問わず、小学生を対象として編成されたバレーボール競技団体に属する者。

5 適切な世話人もしくは指導者を有し、継続的に活動を続ける団体に属する者。

6 同一都道府県の国・公・私立小学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12才未満の者。

7 日小連または連盟の主催または主管する競技会への参加において、ベンチに入る役員はすべて、JVA-MRSで個人登録を完了した者であること。

第5条 小学生として登録する登録構成員の登録は1人1団体を原則とする。

第6条 登録団体は、その登録構成員に追加あるいは取り消しがある場合には遅滞なく届け出て確認を求めなければならない。但し、原則として同一年度内における登録構成員の他登録団体への変更は認めない。事情により同一年度内の他団体への登録を求める場合は、連盟に申し出ること。

1 毎年5月1日以降に申請された登録及び登録構成員の追加の届け出は、当該大会参加申し込みまでに完了した場合効力を発生するものとする。

第7条 登録に虚偽の申請をし、その他本規定に反したときは、合法的であってもアマチュアスポーツマンシップ精神に反すると連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し、登録を拒み、または取り消しあるいは一定期間、競技会の参加並びに出場を停止することがある。

第8条 大会参加並びに出場については、本規定のほか、各大会参加要項を併用して適用する。

附 則 本登録規定は、昭和54年 6月30日より施行する。

昭和58年 4月10日 一部改訂

平成18年 3月19日 一部改訂

平成23年 3月20日 一部改訂

平成25年 3月16日 一部改訂

平成27年 3月22日 一部改訂

平成28年 3月20日 一部改訂

平成29年 3月18日 一部改訂